

久留米市乳児等通園支援事業実施要綱（案）

（通則）

第1条 久留米市乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）については、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について」（令和7年3月31日こ成保第257号）に定める「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」（以下「国要綱」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、国要綱において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定期利用

利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

(2) 一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施）

施設の利用定員と別に定員設定を行い、在園児と合同で預かる方法

(3) 一般型乳児等通園支援事業（専用室独立実施）

施設の利用定員と別に定員設定を行い、在園児と別の専用スペースを設けて預かる方法

(4) 余裕活用型乳児等通園支援事業

施設の利用定員に満たない場合に、定員の範囲内で在園児と合同で預かる方法。ただし、本事業の認可を受けた保育所、認定こども園のみ実施可能とする

(5) 親子通園

こどもだけでなく、保護者も一緒に本事業を利用すること

(6) 配慮が必要な家庭

ア ひとり親家庭

イ 生活保護世帯

ウ 虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

エ こどもが障害を有する場合

オ こどもが医療的ケアを必要とする場合

カ その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障害の状況を考慮する場合など

(7) 障害児

療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の何れかの交付を受けている、又は特別児童扶養手当の対象となっている、若しくは医師により手帳等と同等の障害や遅れがあると診断された児童

(実施場所)

第4条 本事業の実施場所は、市内の認可保育所、認定こども園及び幼稚園とする。

(事業認可)

第5条 本事業を実施する事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項のほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）、久留米市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）、久留米市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱（以下「要綱」という。）及び久留米市児童福祉法施行細則に定めるところにより、市の認可を受けて事業を実施するものとする。

(実施主体)

第6条 本事業の実施主体は、市とする。

2 市は、第5条に定める認可を受け、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託等先」という。）に委託することができる。この場合において、市は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先は利用者の利用状況について、翌月10日までに市長へ報告するものとする。

(対象となるこども)

第7条 本事業の対象は、市内に住民登録があり、本事業の委託等先の利用日時点において、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業施設、家庭的保育事業施設、事業所内保育事業施設及び企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもとする。なお、認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満のこどもは、本事業の対象とする。

(事業内容)

第8条 本事業の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 対象となるこどもは、一人当たり月20時間を上限として利用可能とする。なお、当該時間数は当月のみ有効であり、前月及び翌月分等への使用はできない。また、当日キャンセルした場合、当該キャンセルの時間分について、本事業を利用したものとみなす。
- (2) 利用方法は定期利用とする。また、実施方式については、設備運営基準第20条に定

める一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施又は専用室独立実施）又は余裕活用型乳児等通園支援事業のいずれかの形態で実施すること。

- (3) 委託等先の開所日、開所時間及び利用定員については、ニーズや受入体制を鑑み、市と協議の上、委託等先が適切に設定する。ただし、事前に定めた開所日のうち、事業を実施しない日を設ける場合は、事前に保護者の同意を得ること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、親子通園も可能とする。ただし、親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意する。
- (5) 円滑に本事業を実施するため、初回の施設利用に先立ち、必要に応じて委託等先及び利用者において面談等を実施し、事業実施に必要な事項についての共通認識を図るものとする。また、委託等先は、利用者のアレルギーの有無や健康状態の確認など、利用児童の状況を把握し、安全に預かることができるよう努めるものとする。
- (6) 委託等先は、本事業の実施を希望した際に市に提示した受入可能枠の範囲内において利用の申し込みがあった場合には、対象となるこどもの受け入れを行わなければならない。ただし、職員配置及び委託等先の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。なお、正当な理由か否かの判断は、市が当該委託等先及び利用者の状況を総合的に判断して行う。
- (7) 委託等先は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録する。
- (8) 委託等先は、対象となるこどもを養育する保護者に対し、必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。
- (9) 委託等先が、利用中に配慮が必要であると判断した家庭については、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努める。
- (10) 委託等先は、対象となるこどもの家庭において不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関と情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。
- (11) 利用当日に、通園がない場合には、対象児童の状況を確認しなければならない。特に、配慮が必要な家庭のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応する。
- (12) 設備運営基準第7条に定める安全計画の策定等を適切に行うこと。
- (13) 本事業の実施中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日こ成安第44号・6教参学第51号通知）」に従い、速やかに関係機関に報告する。
- (14) 本事業の実施中に賠償すべき事故が発生した場合、事業者は速やかに損害賠償を行うこと（損害賠償保険の加入の検討をすること）。
- (15) 給食等の提供については、委託等先の判断とするが、利用者に運用方法が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、

適切な実施に留意する。

- (16) 事業実施に当たっては、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）を参考にして実施する。
- (17) 対象となるこどもの家庭に対して、本事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

(設備基準及び職員の配置)

第9条 事業所の設備基準及び職員の配置は、国要綱、設備運営基準、条例及び要綱の規定を遵守すること。

(委託料等)

第10条 市は、委託等先が、本事業を効果的に推進するために必要な経費として、次の各号に定める経費を委託料等として支払う。

(1) 本事業に要する経費

対象のこども一人1時間当たりの経費は以下のとおりとする。なお、当該経費については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

ア 0歳児：1,300円

イ 1歳児：1,100円

ウ 2歳児：900円

(2) 障害児、医療的ケア児、要支援家庭のこどもを受け入れる施設において、対象のこども一人1時間当たり以下の加算を適用する。なお、複数の加算に該当する場合は、いずれか一つのみを適用する。

ア 障害児：400円

イ 医療的ケア児：2,400円

ウ 要支援家庭のこども：400円

(3) キャンセルの取扱い

当日キャンセルが発生した場合は、当該キャンセルの時間分について、委託料の支払い対象とする。

(4) 減免された利用料

第13条に規定する減免措置により減免された利用料について、委託料の支払い対象とする。

2 前項に定める委託料は、第6条第2項の報告とともに請求するものとする。

(書類の保存)

第11条 市及び委託等先は、委託料等の支払いに係る挙証資料について、事業実施後5年間保存することとし、市長が関係書類の提出又は閲覧を命じた場合には、これに応じること。

(利用料)

第12条 委託等先は、本事業の実施に当たり、本事業を利用するこどもの保護者から利用料として、対象となるこども一人1時間当たり300円を徴収する。

2 利用するこどもが、利用予定日に委託等先が定めた期日までに連絡なく利用しなかった場合、委託等先は、あらかじめ保護者の同意のうえで、その利用申込みの内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等（実費相当額を含む。）の額を上限として、保護者から当該利用料等を徴収することができる。

(利用料の減免)

第13条 前条に定める利用料について、次に定める対象者については、その全部又は一部を減免する。

(1) 生活保護法による保護世帯 100%減免

(2) 市民税非課税世帯 80%減免

2 前項に定める対象者が、利用料について減免を受けようとする場合は、本事業を利用しようとする委託等先に対して、自らが前項に定める対象者であることを証明する書類を提示した上で、減免を受けること。

3 前項で減免された利用料について、委託等先は、第1項に定める減免対象者であることを証明する書類の写しを添付して、市に請求を行うことができる。

(その他費用)

第14条 委託等先は、保護者同意のうえ、必要に応じて昼食代やおやつ代などの実費を徴収することができる。

2 前項の規定により実費を徴収する場合は、あらかじめ当該費用を定め周知を行い、保護者の同意のうえで徴収すること。

(指導監督)

第15条 市が委託等先に対して行う指導監督は、次の各号に定めるところによる。

(1) 委託等先を巡回し、委託等先からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係るアドバイスを行う。

(2) 委託等先に対して、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規程の整備や職員の確保等に係るアドバイスを行う。

(検証)

第16条 市及び委託等先は、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて、適宜、情報収集を行うこと。

(個人情報の保護)

第17条 委託等先は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。なお、事業終了後も同様とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月 日から施行する。